



大垣市政・経済記者クラブ 同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年3月10日（月） 岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
西濃県事務所	環境課	堀	代表 0584-73-1111（内線221） FAX 0584-74-9428

おおまき 養老郡養老町大巻地内における地下水汚染について（第2報）

養老郡養老町大巻地内における地下水汚染については、第1報を令和7年2月25日にお知らせしたところです。このことについて、「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、地下水環境基準の超過が確認された井戸から半径500mの範囲内にある井戸1本の水質検査を実施したところ、ヒ素が地下水環境基準を超過して検出されましたのでお知らせします。

1 周辺井戸の水質検査結果

[採取日] 令和7年2月28日

[結果判明日] 令和7年3月10日

[分析機関] 県保健環境研究所

[採水地域] 養老郡養老町大巻地内

項目	検査 検体数	基準超過 検体数	調査結果	地下水 環境基準	基準 超過倍率
ヒ素	1	1	0.026mg/L	0.01mg/L 以下	2.6 倍

2 井戸の利用状況調査結果

検査を行った井戸は、飲用利用されている井戸ではありませんでした。

3 今後の対応

(1) 地下水調査結果について

今回水質検査を実施した井戸の所有者に対して、検査結果をお知らせします。

(2) 地下水調査について

要綱に基づき、養老町及び海津市と連携して、新たに地下水環境基準の超過が確認された井戸から調査済みの地域を除く半径300mの範囲内にある家庭及び事業所を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質調査を直ちに実施します。なお、当該地域においては、令和5年度に地下水からヒ素の基準超過が確認され、井戸水の利用状況調査及び水質調査を実施していることから、水質調査実施済みの井戸を除きます。（令和6年2月13日、19日、3月4日及び14日公表）

(3) 地域住民への情報提供について

井戸水を利用している場合は、結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。